

建設現場における遠隔臨場に関する試行要綱

(目的)

第1条 名古屋市上下水道局（以下「局」という。）の所管する工事の建設現場において「段階確認」、「材料の品質検査」と「立会」等（以下「立会等」という。）を必要とする局の工事監督について遠隔臨場を適用して、受発注者の作業効率を向上させるとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理するため、必要な事項を定めるものである。

(対象工事)

第2条 次の各号のいずれかに該当し、局が、遠隔臨場の効果が期待できると判断した工事を対象として遠隔臨場を実施する。

- (1) 特記仕様書に遠隔臨場を実施する旨を明示して発注した工事
- (2) 契約後に局が受注者と遠隔臨場の実施について協議し、受注者の了解が得られた工事

(適用の範囲)

第3条 本要綱は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器（動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラやスマートフォン等をいう。以下同じ。）及びWeb会議システム等をいう。）を用いて、仕様書等に定める立会等を実施する場合に適用する。

- 2 遠隔臨場により監督員が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に限り従来の現場臨場に代えて遠隔臨場を利用することが出来るものとし、監督員が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常通り現場臨場による確認等を実施するものとする。
- 3 受注者は、本要綱に記載されている内容を確認及び把握し、必要な人員及び資機材の提供並びに資料の整備等遠隔臨場に必要な対応を行うものとする。
- 4 動画撮影用のカメラの使用は、立会等だけではなく、設計図書と現場の不一致の確認、事故などの報告時等でも活用の効果を期待できることから、受注者において自発的に実施することは可能である。

(施工計画書)

第4条 受注者は、遠隔臨場の実施にあたり、施工計画書に次の各号に掲げる事項を記載し、監督員に提出しなければならない。

- (1) 本要綱を適用する立会等の項目
- (2) 本要綱に基づいて使用する遠隔臨場の機器

(3) 本要綱に基づいた、立会等の実施方法

(遠隔臨場の事前準備)

第5条 受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、監督員と実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料などについて協議を行う。

2 遠隔臨場の実施時間は、監督員の勤務時間内とするが、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。

(遠隔臨場の実施及び記録と保存)

第6条 受注者は、事前に監督員と動画撮影用のカメラやWeb会議システム等の通信状況等について確認を行う。

2 受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」や「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。

3 受注者は、記録にあたり必要な情報を冒頭で読み上げ、監督員による実施項目の確認を得ること。

4 受注者は、終了時に確認箇所の内容を読み上げ、監督員による実施結果の確認を得ること。

5 受注者は、仕様書等に基づき立会状況等の写真撮影が必要な場合には、その代わりとして、遠隔臨場の映像を表示させた状態を画面キャプチャ（パソコンなどの画面表示を静止画像として保存することをいう。）等で記録し、工事写真帳等に整理した資料を完成図書として報告する。この場合において、画面キャプチャ等は、当該画面キャプチャ等について監督員の遠隔臨場が確認できるようにするものとするが、画面キャプチャ等から監督員の遠隔臨場が確認できない場合は、資料による報告に加え、工事打合せ簿等にて遠隔臨場の実施確認を行う。

6 受注者は、機器の故障その他やむを得ない事由により前項に規定する画面キャプチャ等による記録ができないときは、仕様書等に基づく立会状況等の写真撮影に代えて、工事打合せ簿等にて遠隔臨場の実施確認を行う。

(費用)

第7条 遠隔臨場にかかる費用については、受発注者の協議を踏まえ、遠隔臨場の実施にあたり最低限必要となる費用を技術管理費等に積上げ計上する。なお、詳細については、受注者と監督員との協議による。

(効果の検証)

第8条 受注者は、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアン

ゲート調査等の依頼があった場合は対応することとする。

(留意事項)

第9条 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。

2 動画撮影中の移動は安全に十分に留意すること。また、周辺の車両や歩行者等に十分注意を払い、可能な限り映り込まないように留意すること。

3 受注者は、作業員のプライバシーを侵害する音声情報の扱いについて留意すること。

4 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意すること。

5 受注者は、公的ではない建物の内部等、見られることが予定されていない場所や個人が特定される情報が映り込まないように留意すること。

6 受注者は、故意に不良箇所を撮影しない等の行為は行わないこと。

(その他)

第10条 本要綱によりがたい場合や本要綱に記載のない事項については、監督員と協議すること。

附 則

本要綱は、令和5年10月1日より施行する。